

「大隅で旅育（たびいく）」プロジェクト事業 仕様書

1 事業の目的

「旅育」とは、旅（旅行）により日常生活ではできない体験を通して子どもの成長につなげることである。

大隅地域は、食・自然・歴史等多種多様な観光資源が豊かである。さらには、令和2年度から令和4年度まで掘り起こし、磨き上げてきた「体験・滞在型コンテンツ」やキャンプをはじめとしたアクティビティなど、「非日常」を体験することができる魅力も豊富である。

大隅地域が「旅育」を行うための絶好の舞台であることを周知し、ファミリー層の観光誘致へとつなげる。

2 履行期限

令和6年2月28日（水）

3 業務内容

- (1) 旅育コンテンツの造成
- (2) 大隅で「旅育」BOOK（ガイドブック）の作成
- (3) 家族旅行で求めることの実態調査

4 業務内容の概要等

(1) 旅育コンテンツの造成

今後の大隅地域での旅育推進の材料となるように、既存の大隅地域内にある体験コンテンツ等を基に、ファミリー層をターゲットとした旅育コンテンツを造成すること（管内9市町各1つ以上）。

(2) 大隅で「旅育」BOOK（ガイドブック）の作成（アウトドア・アクティビティ編）

旅育を周知するための手段として、以下の内容を掲載したガイドブックを作成し、委託者が指定した送付先に送ること（県内30カ所、県外3カ所程度想定）。

ア 旅育のススメ

旅育の概要や、旅育を行うヒントなど、「旅育」について掲載し家族旅行を旅育（子どもの成長の機会）として捉えてもらう内容。「旅育」の旅マエ、旅ナカ、旅アトに子どもと一緒に活用できるような内容構成にすること。

イ 旅育コンテンツの掲載

年代別モデルコース（例：未就学児・小学校低学年・小学校高学年・中高生）や地域別モデルコース（例：北部、中部、南部）などを設定することで旅育コンテンツを効果的に掲載し、大隅地域が「旅育」を行うための絶好の舞台であることを認

識してもらう内容。

なお、掲載するコンテンツは(1)で作成した旅育コンテンツの中から、「アウトドア・アクティビティ」を中心としたものにする。

ガイドブックは電子媒体（PDF及びaiファイル）でも作成すること。また、紙媒体での印刷は以下の例のような「書籍」風の読み物とすること。

例 1) A5, 60ページ, 無線綴じ, フルカラー冊子タイプ, マットコート紙, 3,000部

例 2) B4, 50ページ, 無線綴じ, フルカラー冊子タイプ, マットコート紙, 3,000部

(3) 家族旅行で求めることの実態調査

ア モニターツアーの実施

以下の内容を含んだ観光客向けのモニターツアーを企画、実施すること。

- (ア) ファミリー層（未就学児～高校生までの子どもを有する家族単位）をターゲットとすること。
- (イ) モニターツアーのコースを複数用意し、参加者が自由に選び、体験できるものとする。
- (ウ) 夏休み期間やその他連休期間中の2つの日程で、計10家族程度が参加するツアーとすること。（参加家族の居住地は九州外2組、九州内の県外3組、県内5組など、偏りがないようにすること。）
- (エ) ツアー終了後は、アンケートを実施し、旅育コンテンツ等についての課題等を把握する実態調査を行うこと。

【アンケート質問の例】

- ・ 旅育コンテンツについての感想
- ・ 今後どのようなコンテンツを体験したいか
- ・ なぜこのコースを選択したか
- ・ 再度大隅で旅育を行いたいと感じたか 等

なお、モニターツアー参加に係る経費（コンテンツ体験料、宿泊料、交通費等）については事業委託料より支出することとする。

また、モニターツアーの様子を新聞やテレビ番組等に取り上げてもらうなど、大隅地域で旅育推進を行っているPRも併せて行うこと。

イ 先進地事例視察

今後の大隅地域での旅育推進につなげるため、旅育に先進的に取り組んでいる事例先（例 北海道鶴居村など）、もしくは旅育（教育旅行も含む）に造詣の深い人物（村田和子氏など）を往訪すること。その際、鹿児島県事業担当者1名と行くこととし、係る経費についても委託費に含むこととする。

5 事業完了の報告及び成果の報告

全ての事業終了後、令和6年2月28日（水）までに事業完了報告書を提出すること。

また、受託事業者が提出すべき成果物は以下のとおりとする。

- (1) 委託事業の実施内容をまとめた報告書
- (2) 作成物及び報告書のデータをまとめた電子データ
- (3) 委託事業で作成したガイドブックの電子データ（PDF及びaiファイル）

6 著作権等

- (1) 本件業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件業務により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）については、委託者に譲渡することとする。
また、本件業務の成果物については、委託者又は委託者の承認を得た者の名において行われる広報活動等に利用できるものとする。この場合は、受託者は別途料金を請求しないものとする。
- (3) 本件業務により納品するデータについては、その全部又は一部について、原則として第三者が権利を有するものを使用しないこととする。
やむを得ず第三者が権利を有する写真又は動画を使用する場合は、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を、全て受託者が負うこと。
- (4) 本件業務により納品するデータについては、肖像権の問題が生じないように配慮すること。
- (5) 上記(1)から(4)の規定は、受託者が更に第三者に業務の全部又は一部を委託した場合に準用する。
- (6) 本件業務の成果物について、鹿児島県が行う観光PRや広報活動等の目的のため編集を要する場合の取扱いについては、別途鹿児島県と受託者で協議の上決定する。
- (7) その他、著作権等の取扱いについて疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

7 実施計画

企画提案された計画に基づき実行していくが、詳細な業務の実実施計画や計画変更については、委託者と調整の上実施すること。

8 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても、本事業での目的達成に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

なお、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施する。

但し、原則委託費の範囲内で業務執行を行う。

9 その他

上記のほか、事業の実施において必要な事項については事前に委託者と協議すること。